

射水市少子化対策推進委員会及び子ども施策推進委員会の
会議運営要領（案）

平成25年12月6日
少子化対策推進委員会

（趣旨）

第1条 この要領は、射水市少子化対策推進委員会及び子ども施策推進委員会の会議（以下「会議」という。）の運営について定めるものとする。

（会議の招集）

第2条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。

2 会長は会議の議長として議事を整理する。

（代理者の出席）

第3条 会長は、委員が真にやむを得ない事情により会議に出席できない場合であって、当該委員からあらかじめ申し出があったときは、代理人の出席を認めることができる。ただし、公募による委員にあつては、本条の適用はしないものとする。

2 代理人は、会議に出席し、発言することができる。

（会議の公開等）

第4条 会議は公開とする。ただし、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため必要と認めるときは、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（議事録）

第5条 議事録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名（代理人が出席した場合は、その旨を含む。）
- (3) 議事となった事項

2 議事録及び配布資料は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成25年12月6日から施行する。